

モーターボート競走法の一部を改正する法律案要綱

一 生活保護法上の被保護者は、舟券を購入してはならないこと。

(第十二条の二関係)

二 この法律は、生活保護法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

(附則関係)

◎モーターボート競走法の一部を改正する法律案新旧対照表

○モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第十二条の二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者は、舟券を購入してはならない。	〔新設〕